

規 約

平成 30年 2月



北九州市ソフトボールスポーツ少年団

第一章 名 称

第 1 条 本会は、「北九州市ソフトボールスポーツ少年団」と称する。

第二章 目 標

第 2 条 ソフトボールを通じて少年団活動を充実し、地域の特殊性を生かしつつ、地域住民とのプログラムを豊かにし、加入団体間の「友情と信頼」並びに「礼儀（マナー）」を育ててゆく過程に於いて

1. 正しいルールに基づいたソフトボールを体得する。
2. 厳しさの中にも規律正しい少年スポーツマンとしての礼儀（マナー）を学び、育てる。
3. 忍耐から生まれる勉学への向上心を養う。
4. 地域に於ける少年たちの模範足りうる努力を指導者一団員共に行う。

第三章 役 員

第 3 条 本会の運営を円滑に行うために、次の役員を置く。

1. 会 長 …………… 1 名
2. 事務局長 …………… 1 名
3. 支 部 長（副会長） …… 支部毎に …… 1 名
4. 副支部長（副会長補佐） …… 支部毎に …… 数 名
5. 事務局次長 …………… 1 名
6. 会 計 …………… 1 名
7. 会計監査 …………… 2 名

任期は2年間とし、年度は1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

欠員補充者の任期は前任者の残任期間とする。

- 3条の1 会長は、ソフトボールスポーツ少年団全体を統括する。
- 3条の2 事務局長は、ソフトボールスポーツ少年団すべての大会の運営および抽選会・会場確保等の役割を担う。
- 3条の3 支部長（副会長）は、会長および事務局長を補佐し、大会運営を担う。
- 3条の4 副支部長は、各支部長（副会長）を補佐し、大会運営を担う。
- 3条の5 事務局次長は、事務局長を補佐し、少年団すべての大会の運営を担う。
- 3条の6 会計は、金銭の出納および収支を記録し、財産の保全管理を担う。
- 3条の7 会計監査は、年1回会計の執行状況を監査し、総会で報告する。

第四章 団体の構成

第 4 条

本会は、次の各条項の団体をもって構成する。

1. 北九州市・遠賀郡・中間市を含む、スポーツ少年団登録団体。
2. その他、役員会に於いて、上記に準ずるものとして加入を承認された団体。
3. チーム数が多数のため、4地区（4支部）に分ける。
小倉北地区支部 若戸地区支部
小倉南地区支部 西部地区支部

第五章 総 会

第 5 条

定期総会は年度末後2カ月以内に開催し、加入団体代表者の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、代表者欠席の場合は委任状提出を認める。

1. 当該年度大会成績、並びに決算報告・新年度大会計画の提案。
2. 次期年度の役員を選出と承認。（2年ごと、改選は西暦の奇数年）
3. 運営委員の選出（各大会ごとに選出する）
4. その他重要と思われる事項、並びに総会申合せ事項の決定。

第六章 役員会議

第 6 条

年度期間中に緊急を要する事項について、会長が召集する。

1. 北九州以外の地域大会推薦、その他緊急決定を要するとき。
2. 役員に欠員が生じたとき。
3. 関係団体との重要事項の決定が必要となったとき。
4. 反省処分事項の決定を行うとき。

第七章 大 会

第 7 条

該当年度の大会は年度総会で別途決定する。

第八章 運営委員

設立3憲章である『友和（平等）』『礼儀（マナー）』『技術の向上（協力）』をより押し進めるため、すべてのチームが参加・協力して大会運営を行う。

- 第 8 条 本会主催の大会に於いては、各チームに運営委員を要請する。
- 8条の1 各コートごとに、チームより運営委員の割り当てを行う。
運営委員は、役員と協力して大会運営に当たる。
- 8条の2 運営委員は、割り当てコートの試合実施チームと協力し、ライン引き、試合結果の本部報告、コートの撤収作業の手伝い等を行う。
- 8条の3 運営委員同士の協力も積極的に行い、試合終了をもって当日の大会運営は終了とする。
- 8条の4 運営委員は、チームの指導者や父母であり、慣れない面もあるので役員は指導・協力を行う。

第九章 役員の選出

- 第 9 条 役員の選出は、総会で承認する。
- | | | |
|------------------|---------------------|-----|
| 1) 会 長 | | 1 名 |
| 2) 事務局長 | | 1 名 |
| 3) 支 部 長（副会長） |（支部毎に選出し、承認する） | 4 名 |
| 4) 副支部長（副会長補佐） |（支部毎に選出し、承認する） | 複数名 |
| 5) 事務局次長 | | 1 名 |
| 6) 会 計（会長が委嘱する） | | 1 名 |
| 7) 会計監査（会長が委嘱する） | | 2 名 |
| 8) 運営委員 |（チームごとに選出） | 各1名 |
- 9条の1 会長・事務局長の選出は総会前に支部長会議を開催し、会長・事務局長を選考し、総会に推薦して承認を得る。
・顧問の選出…支部長会議より推薦し、総会で承認する。
- 9条の2 事務局次長・会計及び会計監査は会長が委嘱して、総会で承認を求める。
- 9条の3 支部長・副支部長の選出は、各支部に於いて、所属支部代表者会議をもって決定の上、総会の承認を求める。

第十章 反省処分

- 第 10 条 本会執行部並びに上部機関・友好団体に対し、非常識な言動・行動若しくは誹謗・中傷など節度のない言動・行動を行ったチームは、代表者・監督・コーチ・父母等に指導し、処分を行う。
- ※ ソフトボールスポーツ少年団の決定に従う。
- ※ 反省期間は、処分通知日より1年間とする。

第十一章 付 則

- 第 1 1 条 『名誉会長』は、ソフトボールスポーツ少年団活動の中で、この団の功労者に1代限りの名誉会長とし、置くことができる。
「顧問」を推薦し、全員の承認により、置くことができる。
- 第 1 2 条 事務局は、会長宅に置く。ただし事務局として、事務局長宅も併置する。
- 第 1 3 条 本規約は、平成30年2月24日を以て実施される。

【本規約の制定と改正の経過】

規約の実施	昭和53年	6月	1日
改正年月日	昭和54年	2月	20日
〃	昭和55年	2月	28日
〃	昭和61年	4月	1日
〃	平成6年	4月	16日
〃	平成8年	3月	24日
〃	平成11年	2月	20日
〃	平成12年	3月	21日
〃	平成14年	3月	23日
〃	平成18年	4月	1日
〃	平成20年	2月	17日
〃	平成25年	6月	15日
〃	平成30年	2月	24日

細 則

第 1 条 「チーム登録」について

- 1条の1 Aクラスの大会に参加するチームは、Aチーム登録を行うこと。
- 1条の2 低学年の大会に参加するチームは、Cチーム登録を行うこと。
- 1条の3 新Aクラスの大会に参加するチームは、A若しくはCどちらかのチーム登録を行うこと。

第 2 条 各クラスの大会に於ける選手資格について

- 2条の1 Aクラスの選手資格は、自由とする。
- 2条の2 新Aクラスの選手資格は、5年生以下とする。
- 2条の3 低学年大会の選手資格は、4年生以下とする。
- 2条の4 いずれのクラスに於いても、女子の人数制限はないものとする。

第 3 条 混成チーム・チームの統廃合について

- 3条の1 同一支部内に限り、部員不足等による「混成チーム」を認める。
- 3条の2 チームが休（廃）部した場合、現登録選手は、両チーム合意の上で、他チームに移籍することができる。
ただし、一度移籍した場合の移籍元チームへの再移籍は認めない。
例外として、同一支部内のチームに預ける形で移籍した場合はこの限りではない。

第 4 条 上部大会への推薦について

- 4条の1 西日本大会・岩国大会は予選大会を開催し、上位1位～4位を西日本大会へ、5位～12位までを岩国大会に推薦する。

4条の2 北九州市長杯選手権大会

- ・スポーツ少年団春季並びに秋季を主選考大会とし、ヤクルト杯の成績を参考とする。
- ・上記により、スポ少(春季・秋季)大会とヤクルト杯では、勝ち点に重み差を設ける。
- ・選手権大会は予選リンク戦×4面の為、選考は12～16チームの範囲とする。

各大会の勝ち点	優勝	準優勝	第三位	ベスト8
スポ少 春季・秋季	5	4	3	2
ヤクルト杯 春季・秋季	4	3	2	1

第 5 条

試合時間は、各大会の実施要綱によるものとする。
また、試合終了時同点の場合の扱いについても、各大会の実施要綱による。